

# 沖縄県介護保険 広域連合



## CONTENTS

- 介護保険とは…………… 2
- 介護保険サービスのながれ… 3
- サービスの種類…………… 4
- 介護保険料…………… 5
- 地域支援事業…………… 6
- 市町村の取り組み……… 7



### 介護保険広域連合とは？

介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図るとともに、介護保険における諸課題の解決に取り組んでいる市町村の組合組織です。  
平成20年4月1日現在、県内28市町村で構成しています。



# 介護保険とは

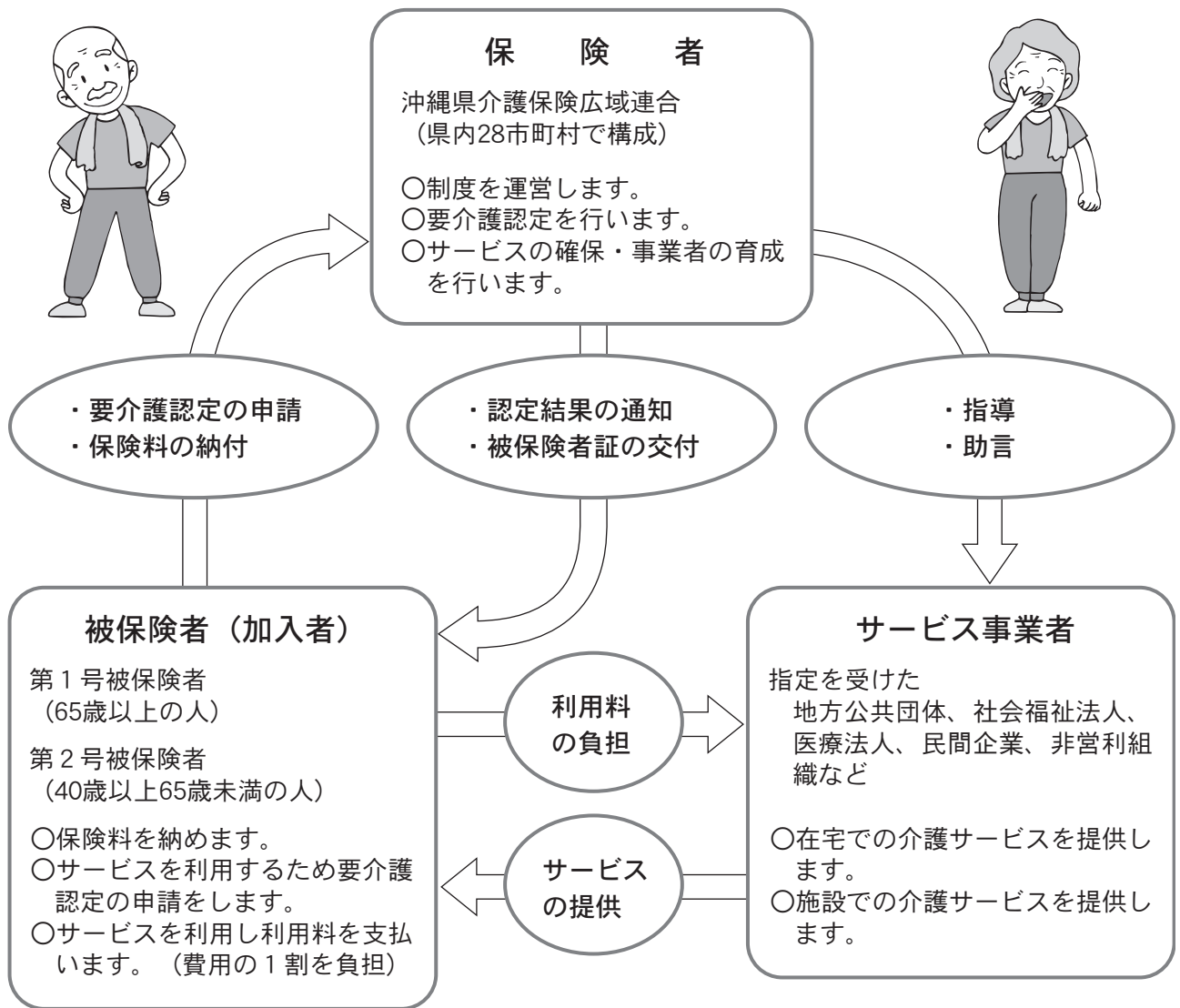
## ■介護保険の目的

介護保険制度は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病などにより要介護状態及び要支援状態となった方に必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、国民の保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

※40歳以上の全国民で公平に制度を支えています。

## ■介護保険のしくみ

40歳以上からみんなが加入し、介護が必要になったらサービスを利用することができます。



## ■介護保険の財源

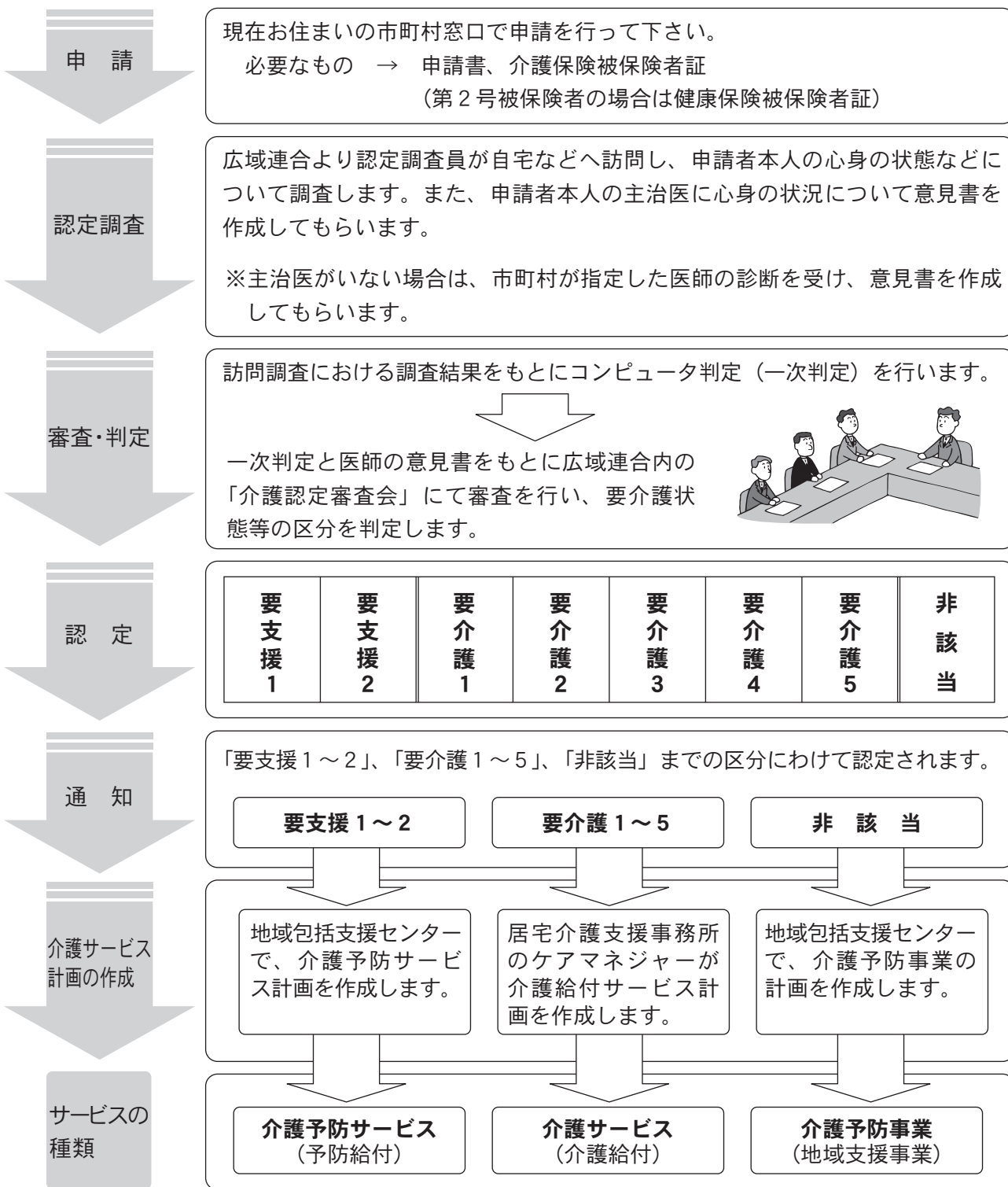
介護保険の財源は、保険料と公費です。

保 険 料 (50.0%)		公 費 (50.0%)		
65歳以上の人の 保険料	40歳以上65歳未満の人の 保険料	国	県	市町村 (広域連合)
19.0%	31.0%	※施設分は15.0% 25.0%	※施設分は17.5% 12.5%	12.5%

# 介護保険サービスのながれ

## ■介護保険サービスの利用のしかた

介護保険サービスを利用するには、市町村窓口へ要介護認定の申請をし、広域連合から「介護が必要」と認定されることが必要です。



※介護保険被保険証は、「要介護認定」の申請をするときと、介護サービスを利用するときサービス提供事業者や介護施設に提示し使います。

第1号被保険者……65歳になった月（誕生日が1日の方は前の月）に交付されます。

第2号被保険者……要介護認定を受けた方と被保険証の交付を請求した方に交付されます。

# サービスの種類

## ■サービスの種類

(1) 居宅サービス (要支援1・2と要介護1から5の方が対象です。)

### 訪問型

- (1) 訪問介護  
自宅にヘルパーが訪問し、日常生活の介護がうけられます。
- (2) 訪問入浴介護  
移動入浴車などが自宅を訪問し、入浴の介護がうけられます。
- (3) 訪問リハビリテーション  
専門の理学療法士などが自宅を訪問し、機能訓練や介護の方法について指導します。
- (4) 訪問看護  
自宅に看護師などが訪問し、療養上の世話や診察の補助がうけられます。
- (5) 居宅療養管理指導  
自宅に医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の指導がうけられます。

### 通所型

- (1) 通所介護 (デイサービス)  
日帰りでデイサービスセンターに通い、食事や入浴などのサービスがうけられます。
- (2) 通所リハビリテーション (デイケア)  
日帰りで病院や老人保健施設に通い、リハビリテーションなどがうけられます。
- (3) 短期入所生活介護 (ショートステイ)  
介護施設に短期間入所して日常生活に必要な介護がうけられます。
- (4) 短期入所療養介護 (ショートステイ)  
介護施設や病院などで、医学的な管理による介護やリハビリがうけられます。

### その他

- (1) 福祉用具貸与  
車いすや特殊ベッドなどが借りられます。
- (2) 福祉用具購入費の支給  
ポータブルトイレや入浴用いすなどの購入費の支給がうけられます。
- (3) 住宅改修費の支給  
手すりの取り付けや段差解消など住宅改修費の支給がうけられます。
- (4) 特定施設入居者生活介護  
特定施設の指定を受けている有料老人ホームなどの入居者は、日常生活の世話や機能訓練などがうけられます。



(2) 施設サービス (要介護1から5の方が対象です。)

- (1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)  
常時介護が必要で居宅介護が困難な要介護者が入所し、日常生活の介助や機能訓練などをうけることができます。
- (2) 介護老人保健施設  
入院治療をする必要はないが、リハビリや看護、介護を必要とする要介護者が入所し、医学的な管理のもとで機能訓練など必要な医療、日常生活の介助をうけることができます。
- (3) 介護療養型医療施設 (療養病床)  
長期間にわたる療養や介護が必要な要介護者が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練や必要な医療をうけることができます。

(3) 地域密着型サービス (要支援1と2、要介護1から5の方が対象です。)

- (1) 小規模多機能型居宅介護  
通所を中心に、選択に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせるうけることができます。
- (2) 認知症対応型通所介護  
認知症の人を対象に日帰りで、専門的なケアをうけることができます。
- (3) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)  
認知症高齢者がスタッフの介護をうけながら共同生活を行うことができます。  
※グループホームは要支援2、要介護1～5のみです。



# 介護保険料（平成18～20年度）

## ■保険料

これまでの給付実績と、これから予想される給付見込量によって保険料を算出し、保険料の近い市町村ごとにランク分けをおこない、それぞれのランク毎の基準額としました。

区 分	対 象 者	保険料率	保険料(年額) 単位：円		
			第1ランク	第2ランク	第3ランク
第1段階	生活保護受給者、または世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	21,012	27,522	33,636
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.65	27,315	35,778	43,726
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって第2段階以外の方	基準額 ×0.75	31,518	41,283	50,454
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる場合	基準額	42,024	55,044	67,272
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 ×1.25	52,530	68,805	84,090
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 ×1.50	63,036	82,566	100,908

第1ランク (1町3村)	第2ランク (1市2町8村)	第3ランク (1市5町7村)
宜野座村 久米島町 座間味村 南大東村	大宜味村 東 村 恩納村 金武町 伊平屋村 北中城村 南 城市 与那原町 渡嘉敷村 渡名喜村 北大東村	国頭村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊是名村 読谷村 嘉手納町 北谷町 中城村 豊見城市 八重瀬町 南風原町 粟 国 村

※年度途中で資格を取得した方は、資格を取得した月から月割の保険料がかかります。

※保険料の納付方法には次の2通りがあります。

○特別徴収〔保険料を年金から天引、年6回（年金受給月）、年金受給年額が18万円以上の方〕

○普通徴収〔保険料を納付書や口座振替で、年9回（7月から翌年3月の各月）に分けて納付〕

※年度中に65歳年齢到達した方、広域内市町村へ転入した方、所得の更正があった方等は年金受給額が18万円以上であっても普通徴収となります。

## ■保険料を納めるのが困難なときは・・・

生活困窮、災害、その他諸事情で保険料の納付が困難なときには、沖縄県介護保険広域連合や市町村の担当窓口にご相談下さい。（分割納付や保険料減免の制度があります。）

※扶養要件、所得要件、資産要件等により、保険料減免が認められない事もあります。

### 【訪問による保険料徴収並びに制度説明と口座振替の勧奨】

65歳以上の皆さまのお宅へ徴収員が訪問し、保険料徴収（分割納付相談など）や制度説明、口座振替等の手続きなどを行なっています。ご連絡を頂ければ、日程を調整しお伺いいたします。

# 地域支援事業

## ■地域支援事業とは

地域に暮らす高齢者に対し、要介護（支援）状態となることの予防と、生涯にわたり住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

（市町村の実情に応じた事業展開を実施しています。）

### 介護予防事業

#### 一般高齢者へのサービス

65歳以上の高齢者の方を対象に介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防活動を育成・支援します。

- ◎介護予防普及啓発事業
- ◎地域介護予防活動支援事業



#### 特定高齢者へのサービス

要介護（支援）状態となるおそれのある高齢者（特定高齢者）の方を対象に、以下の目的に合った介護予防事業を実施します。

- ◎通所型介護予防事業
- ◎訪問型介護予防事業



※「特定高齢者へのサービス」は、65歳以上の方で生活機能評価を受け、特定高齢者と決定された方が受ける介護予防事業です。

### 包括的支援事業

#### 地域包括支援センター

高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、要介護状態となることを防ぐ予防対策や、高齢者の方の状態に応じた介護サービス等を、状態の変化に応じて切れ目なく支援するための事業をすすめます。

- ①介護予防ケアマネジメント
- ②総合相談・支援事業
- ③権利擁護事業
- ④包括的・継続的マネジメント

### 任意事業

介護予防事業、包括的支援事業の他、地域支援事業の趣旨に合った予防事業を実施します。



詳細は、市町村へお尋ね下さい。

# 市町村の取り組み

## ■豊見城市の介護予防事業の取り組み

豊見城市では、高齢者の健康長寿を達成するため、効果的な事業のあり方について検討し、充実した介護予防事業を展開しています。

豊見城市の状況（平成19年10月1日現在）  
高齢者数（65歳以上）6,920人  
（男性）3,033人  
（女性）3,887人  
高齢化率 12.6%

※各市町村においても地域の実情にあった介護予防事業を展開していますので、是非活用ください。



### ○筋力向上トレーニング事業

マシンを利用したトレーニングを実施することで、日常生活動作の改善及び運動習慣の定着化を図り、運動機能の低下を防止します。市内3中学校区の事業所において実施しています。

長距離歩行の困難だった方が休憩せずに自宅まで帰れるようになった等、受講者の方からもっと継続してほしいとの声が多く、大変人気のある事業です。



### ○流水運動教室事業

身体への負担の少ないプールでの運動やストレッチ、流水マシンを利用したトレーニングを実施し、加齢による身体機能の低下及び生活習慣病を予防します。

参加する前や参加直後は水に対して抵抗がある方もいらっしゃいますが、慣れてくるとプールの日を待ち遠しく感じるようです。参加された方のなかには結構な体重減に成功した方も。



### ○転倒骨折予防教室事業

市内各地域において、寝たきりや要介護状態への要因となりがちな転倒骨折を予防する事を目的とし、体の支持力・バランス機能の維持・向上を図るための教室を開催しています。

講師（理学療法士等）と地域の仲間同士の明るい雰囲気の中で、普段使われていない筋肉をしっかりと使うための体操等を行い、介護予防に取り組んでいます。



### ○ぬちぐすい教室事業

市内各地域において、調理実習や高齢者の食生活上の留意点に関する講話など、管理栄養士による高齢者の食生活改善のための教室を開催しています。

生活習慣病を予防するための調理実習等を通して、「毎日の食事の油分の多さを自覚した」「ここで学んだレシピを実践し、家族に喜ばれた」等のご感想をいただいております。



### ○健康教育

介護予防に関連する講演会を実施しています。

- ・平成18年度の講演会（左写真）…約700名参加  
「笑いで健康に～健康・介護予防は笑いから～」

講師：久高 学 先生（那覇市立病院外科部長）

演題のとおり聴衆からの笑いが絶えない講演会で、参加者からはもっとお話を聞きたかった、笑うことの大切さがわかった等のご感想をいただきました。

- ・平成19年度の講演会…「<sup>うど</sup>踊り・<sup>はに</sup>跳っし40年～笑う門には福来る」  
講師：當間 武三 氏

## ■広域連合のお知らせ

### 1. お知らせ

(1)地域支援事業意識啓発用ビデオ(DVD)を作製しました。

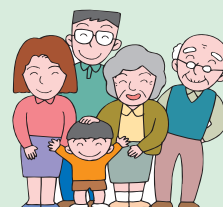
都市編、農村編、離島編の3本構成です。広域連合構成市町村の介護保険担当課に配布していますので、ご活用ください。

(2)ホームページを改修しました。

情報収集にご活用ください。(Webアドレス <http://www.okinawa-kouiki.jp/>)

### 2. 実績の推移

区 分	平成18年度	平成17年度
第1号被保険者数	63,501人	61,710人
要介護(要支援)認定者数	11,040人	10,861人
介護給付費総額	17,192,519,479円	17,571,722,649円



## ■沖縄県介護保険広域連合の問い合わせ先

業務内容	担当課名・係名	電話番号
保険料に関すること	会計課 会計係	098-921-7802
介護サービスに関すること	業務課	給付係 098-921-7801
地域支援事業に関すること		地域支援係 098-921-7803
認定及び認定結果の通知に関すること	認定課 認定係	098-921-7804
認定調査及び審査判定に関すること	北部地区	北部調査認定事務所 098-921-7880
	中部地区	中部調査認定事務所 098-921-7591
	南部地区	南部調査認定事務所 098-921-7881
上記以外に関すること	総務課 総務係・企画財政係	098-921-7800

## ■構成市町村の問い合わせ先

(平成20年3月現在)

市町村名	担当課名	電話番号	市町村名	担当課名	電話番号
国頭村	福祉課	0980-41-2765	北中城村	福祉課	098-935-2233
大宜味村	福祉課	0980-44-3002	中城村	福祉保険課	098-895-2131
東村	住民福祉課	0980-43-2202	豊見城市	障がい・長寿課	098-856-4292
今帰仁村	保険予防課	0980-56-4189	八重瀬町	社会福祉課	098-998-9598
本部町	福祉課	0980-47-2165	南城市	社会福祉課	098-946-8996
恩納村	福祉健康課	098-966-1207	与那原町	福祉課	098-945-1525
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253	南風原町	保健福祉課	098-889-7381
金武町	保健福祉課	098-968-3559	久米島町	福祉課	098-985-7124
伊江村	住民福祉課	0980-49-3160	渡嘉敷村	民生課	098-987-2322
伊平屋村	住民課	098-046-2142	座間味村	住民課	098-896-4045
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819	粟国村	民生課	098-988-2017
読谷村	福祉課	098-982-9209	渡名喜村	民生課	098-989-2317
嘉手納町	福祉課	098-956-1111	南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
北谷町	福祉課	098-936-1234	北大東村	住民課	09802-3-4055

※平成20年4月から組織改編などによって担当課名が変更する場合があります。

## 沖縄県介護保険広域連合

### 本庁舎・中部調査認定事務所

〒904-0197

沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2

TEL.098-921-7800 FAX.098-921-7806

ホームページ <http://www.okinawa-kouiki.jp/>

E-mail: info@okinawa-kouiki.jp

### 北部調査認定事務所

〒905-0006

沖縄県名護市宇茂佐1398番地4

北部会館4階

TEL.098-921-7880 FAX.098-921-7873

### 南部調査認定事務所

〒901-0411

沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄974番地

とうえいマンション1階

TEL.098-921-7881 FAX.098-921-7883